

2021年7月15日

九州電力株式会社

特定重大事故等対処施設立入等に関する情報開示について（案）

1 立入者の整理

- 特重施設への立入は原則以下の2つの条件を満たすもので、安全確認を行うものに限定する。
 - ・立入の必要性：法令・安全協定に基づくもの
 - ・守秘義務：法令や契約に基づく守秘義務を有すること（代替措置含）
- 立入者へは不開示情報の説明書の配布および説明を受け内容を理解し不開示とする旨を記載した書面に署名することをもって、特重施設の説明可能とする。

2 開示可能な情報（例）

- 添付参照

以上

特重不開示情報について（案）

特定重大事故等対処施設に係る審査結果のとりまとめの公開に対する考え方について（平成 28 年 8 月 2 日原子力規制委員会）より抜粋	不開示情報の考え方（理由）	不開示情報	開示可能な情報例
2. 不開示情報の考え方 情報公開法第 5 条第 4 号に従い一部不開示とする範囲を以下とおりとする。 (1) 特定の建造物への不法な侵入又は破壊を招くおそれがある情報 ①特重施設の名称、設置場所及び強度に関する記載及び図表など i ii iii <上記情報を非公開とする理由> ・特重施設の名称、特重施設を設置する地盤に関する情報として破碎帯の位置が分かる情報、敷地地盤の性状・性質が分かる情報、特重施設の強度などを公開することで、特重施設の位置や仕様を特定する手がかりとなり、特重施設への不法な侵入又は破壊を招くおそれや犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 (2) 特定のシステムへの不法な侵入又は破壊を招くおそれがある情報 ①特重施設を構成する設備の名称、設置場所、強度、数等に関する記載及び図表 i ii iii iv v など <上記情報を非公開とする理由> ・特重施設を構成する設備の名称、設置場所、強度、数等を公開することで、特重施設を構成する設備の位置や仕様を特定する手がかりとなり、特重施設を構成する設備への不法な侵入又は破壊を招くおそれや犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 (3) その他、テロの立案を容易にするおそれがある情報 ①特重施設に係るテロリズムの想定に関する情報 ②大型航空機の衝突その他テロリズムによって生じる重大事故（以下、「特定重大事故」という。）発生時の対応に係る体制・手順に関する情報 ③非公開としている審査ガイドの内容またはこれを類推できる情報（大型航空機の諸元に関する情報など） など <上記情報を非公開とする理由> ・特定重大事故で想定する大型航空機の特性等（想定している大型航空機の速度、進入角度、搭載燃料、機種など）の特定重大事故に関する情報、特定重大事故発生時の対応に係る体制や手順に関する情報を公開することで、特重施設又は特重施設を構成する設備の位置、仕様や対応手段を特定する手がかりとなり、特重施設又は特重施設を構成する設備の破壊を招くおそれや犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 (4) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（第 91 条第 2 項第 27 号）等に定める特定核燃料物質の防護に関する事項に該当する情報	i 特重施設（建造物、設備）の名称 特重施設の固有名称が分かる情報 特重施設の固有名称を公開することで、発電所内における特重施設を判別する手がかりとなり、特重施設への不法侵入や破壊を容易にするおそれがあるため。 ii 特重施設（建造物、設備）の設置場所 特重施設を構成する建造物の設置場所が特定できる情報 特重施設の場所を特定されると、特重施設への不法侵入や破壊を容易にするおそれがあるため。 iii 特重施設（建造物、設備）の強度 特重施設を構成する建造物を設置する地盤に関する情報 設置している地盤に関する情報を公開することで、特重施設の設置場所を特定する手がかりとなり、特重施設への不法侵入や破壊を容易にするおそれがあるため。 iv 特重施設（建造物、設備）の数 特重施設を構成する建造物及び設備の強度が分かる情報 特重施設の強度に関する情報を公開することで、破壊に必要な装備などを推定され、特重施設の破壊を容易にするおそれがあるため。 v その他 施設内の配置、仕様、構造が分かる情報 配置、使用、構造を公開することで、特重施設内のアクセスが容易になり、特重施設への不法侵入や破壊を容易にするおそれがあるため。 機器の仕様が分かる情報 機器の仕様を公開することで、破壊に必要な装備などを推定され、特重施設への不法侵入や破壊を容易にするおそれがあるため。 vi テロリズム 特重施設に係るテロリズムの想定に関する情報 テロリズムの想定に関する情報を公開することで、想定されていない手段や想定以上の手段を用いるなど、特重施設の破壊を容易にするおそれがあるため。 体制（組織図、要員の人数 等）が分かる情報 体制に係る情報を公開することで侵入する際に必要な人数を決める手がかりとなる。また、指揮命令系統分断等により特重施設の機能を無効化するなど、特重施設への不法侵入や破壊を容易にするおそれがあるため。 手順（操作手順、操作時間 等）が分かる情報 手順に係る情報を公開することで、特重施設に係る体制や設備の設置位置を特定する手がかりとなり、特重施設への不法侵入や破壊を容易にするおそれがあるため。 非公開としている審査ガイドの内容またはこれを類推できる情報（大型航空機の諸元に関する情報など） 設計要件に係る情報を公開することで、破壊に必要な装備などを推定され、特重施設への不法侵入や破壊を容易にするおそれがあるため。 vii 特定核燃料物質の防護に関する事項 核物質防護に関する情報 原子炉等規制法により公開することを制限されているため。	<ul style="list-style-type: none"> 特重施設を構成する建造物及び設備の名称 発電所敷地内における具体的場所、地下設置、地上設置などの情報 周辺の写り込みによって建造物位置が特定できる情報 破碎帯の位置が分かる情報 敷地地盤の性状・性質が分かる情報 扉・機器等の位置が分かる情報 周辺の写り込みによって建造物位置が特定できる情報 壁の厚さ、扉の厚さ等 材料 具体的な数量、容量 建造物寸法（壁厚含む）、階高など 複数の機器と壁（仕切り）の関連が分かる情報 区画（部屋）に関する情報 寸法、材料、型式、（最高）使用圧力、（最高）使用温度、使用電圧、電力、貯水量、貯油量、風量、放射性物質除去性能、など 号機間共用の有無 テロリズム対策が分かる情報（テロ防護対策設備・装備が分かる情報） 特重施設要員の組織内位置づけ 指揮命令系統がわかる情報（誰から指示を受けるかなど） 特重施設要員の人数（逆算することで人数が分かる場合も含む） 特重施設要員の構成 特重設備の操作時間 特重設備の操作の着手判断基準 特重設備の操作手順 非公開の審査ガイドの内容は全て公開不可 脆弱性や限界を把握することが可能となる監視カメラ、侵入検知センサの配置図、巡回・監視に関する情報等 	<ul style="list-style-type: none"> 特重施設を構成する設備の一般名称「特重施設のポンプ、発電機、貯水槽」等は公表可（川内 1, 2 号機特定重大事故等対処施設概念図参照） 「特重施設を発電所内に設置している」ことは公表可能 川内 1, 2 号機特定重大事故等対処施設設計概念図程度 特重施設を含め、発電所の安全上重要な施設については、強固な岩盤上に直接設置している。 写真については、川内 1, 2 号機特定重大事故対処施設概念図程度 定性的な表現は使用可能「頑健な施設」等 設備を特定しないのであれば、「複数に分散された設備で構成されている」程度の表現は可能 定性的な表現は使用可能「かなり大きな設備」等 フィルタベントの性能 定性的な表現は使用可能「大型航空機衝突なども考慮した設計としている」等 1, 2 号機が同時に被災した場合においても、対応できるような体制としている。 万が一の事故に速やかに対処するため、特重施設要員を常時確保している。 特重要員の平常時の業務 — 特定重大事故等対処施設へ立ち入る場合は、適切な出入管理を実施している。
（参考：開示情報）	特重施設と重大事故等対処施設の使用順序：事故の状況に応じ特重を優先的に使用		
	特重施設の食糧の備蓄量：7 日間の事故対応が出来る量を備蓄		
	特重施設を構成する具体的設備：注水ポンプ、貯水槽などの一般名称		

川内原子力発電所 特定重大事故等対処施設について

説明文追加記載

特定重大事故等対処施設は、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設です。

川内1号機は、2020年11月11日に国の最終の使用前検査に合格し、運用を開始しました。また、2号機においても、2020年12月16日に国の最終の使用前検査に合格し、運用を開始しています。

概念図だけではなく、運用や訓練等の補足説明を記載

現在使用している概念図

イメージ図ではなく実際のポンプや発電機の写真を掲載

川内1, 2号機 特定重大事故等対処施設概念図

